

## 2. 研究レポート

### (1)江戸期における竹島問題

#### 「大谷家、村川家関係文書再考」

杉原 隆

##### はじめに

江戸期の初頭の17世紀70余年にわたって竹島（鬱陵島）に渡海した大谷家、村川家に関する文書の分析は川上健三、池内敏氏等によって詳細になされているが、島根県竹島問題研究会でも東京大学史料編纂所所蔵の「大谷氏舊記」、「村川氏舊記」や大谷文子氏が「大谷家古文書」で「竹島渡海由来記抜書控」、「御公儀へ御訴訟並に竹島渡海の次第先規より書付写し」とこの文書の3冊で大谷家のことは書き尽くされていると解説されている「大谷家由緒實記 上」を入手し新しい事実も確認出来た。また島根県庁所蔵の明治9、10年の地籍決定に関する明治政府への伺い書にも大谷家文書が利用されていることがわかった。また今回、研究会の内田文恵委員が「磯竹島事略」、「竹島紀事」の全文解説を完成され大谷、村川氏関係の新しい関わりの事実も発見された。それらを総合的に検討し両家の竹島問題への関係の新しい一面を発掘してみたい。

##### (1) 大谷氏、村川氏系図について

大谷氏の系図については、「大谷氏舊記」が延享元（1744）年までの内容を天明4（1784）年大谷勝起時代に記し、「大谷家由緒實記 上」が文政10（1827）年没の大谷勝意（かつおき）まで、「大谷家古文書」が一番新しく昭和期の大谷武廣氏までを列記している。

大谷家の祖は和田姓を名乗る和泉国の豪族であったとあり、木曾の福島家に武士として勤仕したが、お家騒動の中で但馬国大屋谷に蟄居したという。その後伯耆国尾高城主杉原家に仕官しこの時姓を大谷（屋）に変えている。その時の大谷玄蕃勝真は杉原氏の元で活躍し尼子氏の重臣として名を残した杉原盛重の時にはその補佐役の重臣として活躍している。しかし毛利、尼子の抗争の中で盛重が戦死し、城主家に跡目相継争い等が起ると米子で回船業に従事していた甥の大屋甚吉に息子を預け、自らは大屋谷に蟄居している。

叔父の大屋甚吉のもとで米子の大谷家初代で町人の廻船業者として出発したが、大谷勝宗で九右衛門を名乗り、叔父が漂着して始まった竹島（鬱陵島）渡海事業の基礎を築いた。隠居後の道喜の号での大谷家文書も多数残し、寛文2（1662）年97才で没したという。続くのが大谷九右衛門勝實で幼名を惣助といった。「勝宗江戸参府御目見之年番に候処、同人老衰に及び殊更眼病に付き、嫡子惣助を参府致さす。時に御目見当日に相成り前髪にては御例之無く、俄かに御殿中蘇鉄之間に於いて阿倍公御指図を以て惣助元服、名を九右衛門と改号御目見首尾能く相勤め罷り帰り候」と父に代わって江戸城の將軍お目見得に登城した時、江戸城で元服させられている。この時期は万治2（1659）年で將軍は4代の徳川家綱である。また勝實を江戸城で元服させた阿倍公とは鳥取藩で池田光政が因幡・伯耆両国32万石の藩主を命じられ、元和4（1618）年入部した時、伯耆の米子城城代を担当していたのは阿部四郎五郎正之なる者がおり、米子の町人大谷、村川家と幕府の仲介を代々務めるようになっており、当時は阿部四郎五郎正之なる者が当主であった。

勝實は寛文11（1671）年にも江戸へ参府し將軍家綱の御目見得にあずかっている。死去したのは延宝7（1679）年であった。

米子での大谷家3代目は久右衛門勝信である。勝信時代では延宝9年5月幕府の巡検使いいわゆる御巡見様の宿舎を自宅で受け持ち、その時竹島の様子を尋ねられて回答した内容が貴重で、研究者の竹島問

題の論文に多数引用されている。死去はいよいよ元禄竹島一件開幕間近の元禄5（1692）年のことである。

勝信の後、わずか7才で当主となったのは九右衛門勝房である。しばらく分家の藤兵衛なる者が、後見したという。彼が当主となった直後の元禄6年竹島へ渡海した大谷船が朝鮮人安龍福、朴於屯の2人を連行して米子へ帰った。これから3年間日本と朝鮮王国との間に竹島に関する漁業権をめぐる交渉が続く、元禄9年正月28日付けの奉書で鳥取藩主松平伯耆守（池田光仲）に竹島渡海禁止が告げられている。藩からの渡海事業禁止を命じられると勝房は家業を失い雲州への移住を願い出たという。系図をみると、勝房の姉が出雲の大原郡加茂村の佐藤家へ嫁いでいるからそこを頼ろうとしたと思われる。「加茂町誌」によると現在の雲南市加茂町付近は江戸時代加茂村、加茂中村、南加茂村等20村があり、郡の役人である与頭（くみがしら）に佐藤六左衛門、忠左衛門、庄屋に佐藤吉右衛門、楮（こうぞ）・三楮（みつまた）から和紙を大量に生産していた佐藤亀次郎等松江藩から苗字を許された者が存在するがどの佐藤家かは特定出来ない。これに対し鳥取藩は「由緒有之名前達せし者は他所へ遣り難く」、「他国出の儀堅く御差留め」とし、米子城下で魚・鳥を扱う問屋業を提供し移住を止めさせている。大谷家文書の中に「正徳五年七代勝房魚鳥問屋開店、安永五年迄六十二年、安永六年より文久年迄八十五年、合計百三十七年」と書かれたものや勝房と勝長（安永五年二月）時代の「魚鳥問屋口銭の定め」、勝廣（天保十一年十月）時代の「魚鳥座締役任命書」等があり、新しい仕事も順調に展開していったことが推測される。文化文政期の当主勝意（かつおき）の時は「大谷家古文書」内の系図に「文化文政の世となり家業大いに繁昌す」と記されているが個々の文書の中にも鳥取藩へ文政2（1819）年より6ヶ年毎年12両ずつの献金や米子城主からの借金の申し込みに関するものもある。共に竹島渡海に従事した村川家との関係も良かったとみえ、明治期の当主大谷吉郎の妻ぬいは村川家から嫁入りしている。

続いて村川家の系図にふれたい。村川家の系図は「村川氏舊記」や米子市立山陰歴史館所蔵の「郷土資料村川家 附竹島渡海」等に記載されている。概要を記せば、祖先は山田二郎左衛門正斉（まさなり）という武士であり摂津の久松甲斐守の家臣であったが、事あって大坂で切腹、その子正員（まさかず）は米子の村川六郎左衛門の娘であった母に従い米子に来住、母方の村川姓を名乗ることとなった。正員と続く正賢（まささと）は甚兵衛を名乗ったが、次の正純（まさずみ）から市兵衛を襲名名とした。この村川市兵衛正純は町年寄を務め、大屋甚吉と親交があった。甚吉が竹島（鬱陵島）漂着した後、同島への渡海事業の許可を二人で幕府に求めそれを実現させた。明暦2（1656）年から市兵衛正清が家督を継ぎ竹島渡海事業を受け継いだ。彼の時代の寛文6（1666）年村川船が竹島から隠岐へ向かって帰国する時、朝鮮国蔚山へ漂着している（具体的なことは後述する）。次の当主が元禄2（1689）年家を継ぎ、元禄5（1692）年自分の船（渡海責任者黒兵衛）が竹島で朝鮮人と遭遇し翌年には安龍福と朴於屯の連行、元禄9年の渡海禁止令の拝受も体験した市兵衛正勝である。その後若くして宗七郎なる人物が死去すると松江の白潟の豪商から2人の養子の市兵衛が登場する。まず新屋喜左衛門の分家の正英なる人物が市兵衛となった。新屋（あたらしや）は滝川家という江戸期松江で著名な商家である。市兵衛正英は元文2（1737）年竹島渡海再開を嘆願した人物でもある。続く市兵衛も松江の中屋太郎兵衛の男児が入り、元文5年には大谷家と宮本右衛門なる者と共に町年寄を務めている。

## （2）大屋甚吉について

大屋甚吉は米子の廻船業者で元和3年越後からの帰国時竹島へ漂着し竹島渡海事業の開祖とされる人物である。大谷家とは縁戚関係はあるが事業をバトンタッチして一代だけで竹島で病死し妻子の存在も確認出来ない。竹島で死ぬと鬱陵島に石碑が建てられたという。朝鮮古地図を見ると石葬十餘處のように墓石の存在を推測させる記載があるが現地人の幕制が不明で甚吉の墓や日本人の墓かどうか判断出来

ない。甚吉の漂流については「大谷家由緒實記 上」が「甚吉廻船ヲ業トス、干時元和三年越後國ヨリ帰帆之砌風ニテ竹島エ漂流。甚吉全島巡見所、朝鮮國相去四五十里誠人家更無之空居之島、所務有之故渡海勝手ト相考、漸湊山下へ帰帆ス」と簡潔に記している。甚吉については將軍への御目見得をしたかどうかという問題がある。「大谷由緒實記 上」は、「空居島見頭シ、日本ノ土地ヲ廣メ御式頂戴之段、抜群之可為功之旨。因茲に兩人共九年振壹度宛參勤独禮、御目見被為ベシト仰付」と甚吉と村川市兵衛正純が9年に1度の御目見得を許された（「大谷氏舊記」は九年振りニ一人宛參勤之独礼御目見）とし、「甚吉ヨリ勝宗、勝實、勝信四代の間毎度御目見仕候」と甚吉も御目見得をしたとしている。大谷文子氏の「大谷家古文書」の解説は「空居の島を甚吉相頭（あらわ）し日本の土地を廣め御式頂戴の段抜群の御称賛〈茲より二三年振り、又は八九年振り〉公方様へ独礼御目見仰付られ」としている。村川家関係文書の「郷土資料 村川家附竹島渡海」は「市兵衛甚吉二人江戸表ニ赴キ、二代將軍秀忠公ニ御目見仰セ付ラレ」と甚吉の御目見得があったとしている。内藤正中氏の「竹島（鬱陵島）をめぐる日朝関係史」（2000年刊）、池内敏氏の「大君外交と「武威」」（2006年刊）は大谷家文書や鳥取藩池田家史料から御目見得を整理され、最初は村川市兵衛正純による寛永3（1626）年による御目見得とされる。問題の渡海免許授与の年が寛永2（1625）年とすればその翌年ということになり符合するように思える。ただ甚吉という渡海開祖を持つ大谷家の最初の御目見得が寛永15（1638）年までないのは不自然で「御城代安部四郎五郎公御越之砌、早束（速）御注進申上所、則甚吉江戸江御召」（「大谷家由緒實記 上」）、「其頃因伯御太守新太郎様御越しの砌御注進申し候処、右甚吉儀江戸表へ御召連れ御帰府在らせられ、則ち御詮議の上御上聞に達し奉る」（大谷九右衛門「竹島渡海由来記抜書控」）のように渡海直後甚吉の江戸出府があるなら、甚吉の御目見得と後世伝えられる要素の存在も肯首出来る。

### （3）渡海免許の許可と禁止について

大谷（屋）、村川家が幕府から渡海免許を受けた年の問題はすでに「竹島問題に関する調査件研究中間報告書」内の拙論でまとめたがその後新しい展開は見られない。「磯竹嶋事略」（筑波大学図書所蔵）に幕府が鳥取藩に渡海免許授与の年号を質問し、鳥取藩が「わからない。大谷、村川家に聞くと元和4年だ」とある。元和4（1618）年では許可書に連署した4名の老中が老中職としてそろそろ1622年より前で疑問が残るわけである。なお渡海禁止については、元禄9（1696）年正月28日鳥取藩江戸留守居吉田平馬が老中戸田山城守に呼び出され、渡海禁止を記した奉書を渡された。鳥取藩は許可書の本書を2月9日幕府に提出し、側用人柳澤出羽守吉保が「こういう書は将来紛らわしくなることがあるから江戸城で保管する」としている。これらは鳥取藩藩政史料「在府日記」（鳥取県立博物館蔵）や「竹島紀事」（国立公文書館蔵）に記載があるし、池内敏氏の前出著書はこれに到る3年間の朝鮮国と対馬藩のやりとり、渡海禁止が朝鮮に早く伝わるのを避ける為に鳥取藩へは伝達しないようにという対馬藩主の父宗義真（よしぎね）の発言等を紹介している。なお最終決定の直前松江藩の江戸屋敷にも竹島に関する幕府からの質問があったことが「磯竹嶋事略」でわかる。さて、渡海許可は別に松島についてもあった可能性がある。すなわち「竹島渡海由来記抜書控」によれば寛永20（1643）年「その後大猷院（徳川家光）様御代、竹島海道にてまた松島と申す島を見出し、御注進申奉り候えば、竹島の通り支配側許し遊ばされ、右両島へ渡海仕り来り」と大谷九右衛門勝実の時松島を発見し幕府からここへの渡海も許されたとしている。

また大谷家文書の「御巡検様の御宿致し竹島に就き御尋ねあり其の御請け書控え」が「厳有院（徳川家綱）様御代、竹島之道筋廿町斗廻申候小島御座候、草木無岩島ニ而御座候、廿五年以前阿部四郎五郎様御取持を以拝領、則船渡海仕候、此小島に而も海鹿魚油少宛所務仕候」とある。1643年は家光時代であり、大谷家が御巡検様を泊めたのは延宝9（1681）年だから廿五年前は明暦2（1656）年で家綱時代

である。この文書が正しければ竹島渡海以降に松島が発見されたこと、松島についても幕府の許可を得たこととなる。また「新修鳥取市史」は鳥取の商人石井宗悦から大谷道喜（大谷勝宗の隠居名）宛書状（1650年頃と推定）に村川市兵衛が盛んに松島でアシカ漁をしていることを示すものがあることを紹介し、松島が経済的利益を得られる島であることを確認した上で幕府に許可を求めたと思われるとしている。

2008年11月に米子市立山陰歴史館の村川家関係史料の中から1650年頃の極めて正確な松島絵図が発見された。幕府からの許可書については万治3（1660）年9月5日付の幕府と大谷、村川家の仲介役を勤める旗本阿倍四郎五郎の家臣龜山庄左衛門から大谷九右衛門宛の書状「（前略）来年より竹嶋之内松嶋へ貴様舟御渡之筈ニ御座候旨、先年四郎五郎御老中様へ得御内意申候、渡海之番年相定、市兵衛殿・貴様へ証文相渡し置候間、村川殿と御相談候而、其証文次第ニ可被成候、市兵衛殿も貴様も其証文之通少しも御違背者有之間敷儀と存候、猶期後音之時候、恐惶謹言」の証文が許可書の可能性を持つが、池内敏氏は「おそらく村川が先行して進めていた単独での松島渡海を刷新し、大谷・村川双方による渡海事業へと調整する内容をもつものではなかったろうか」（「大君外交と「武威」）とされている。

元禄9年の渡海禁止の理由については「大谷家由緒實記 上」が元禄6年安龍福と朴於屯を竹島から鳥取城下へ連行したことに朝鮮国王が硬化したこと、対馬藩の重臣柳川調興（しげおき）が朝鮮への国書を対馬藩で偽造、改竄していることを暴露したこと（いわゆる柳川一件）に朝鮮側が激怒しているので幕府が竹島は日本領であることを認める証文を朝鮮国に提出させた上で、しばらく預けられることになったので止む得ないとしている。この渡海禁止については国立公文書館蔵の「公文録」、島根県庁蔵の「明治9年 地籍」が全く同じ内容で禁止の理由としており、明治政府の竹島、松島の所属についての質問については大谷家所蔵絵図の略図の「磯竹島略図」と共に「管内隠岐国ノ乾位ニ当り山陰一帯ノ西部ニ貫附スヘキ哉ニ相見候」と答えた。これに対して政府は明治10年4月9日付の内務少輔前島密の名で最終決定を島根県に伝えた。そこには明治4年の廃藩置県以降の中央政府の地方の歴史や地籍の把握の粗雑さを露呈しながらも太政官の最終決定として「書面竹島外一島之儀は本邦関係無之儀ト可相心得事。」と結んでいる。

なお元禄9年渡海が禁止されると鳥取藩が許可書の本書を幕府に返したことはすでに述べたが、享保9（1724）年8代将軍徳川吉宗が鳥取藩に過去の竹島渡海について尋問した時、「市兵衛当地罷越ノ時、新太郎殿御代老中御奉書持参致ス可ク候」と記す村川家文書があり、恐らく渡海許可の写しを享保9年まで村川家は所持していたと思われる。

#### （4）竹島渡海で獲得を目指した物品について

大屋甚吉は竹島へ漂着した時、竹島に「所務の品之れ有り」と儲けにつながる品々の存在を確認して帰国している。「大谷氏舊記」の「元文五年四月 御公儀江御訴訟之御請并竹嶋渡海之次第先規より書付之写」には木竹の類、草之類、鳥獸之類に分けて具体的な物品が記述されている。18世紀中頃の鬱陵島（帖「海東地図」）とするソウル大学奎章閣所蔵の絵図には物産として22種の品を記している。

松江藩の蘭学教授の御用に金森建策という人物がおり、嘉永2（1849）年9月に藩主松平齊貴（なりたけ）に竹島の絵図と「竹島図説」なる著書を提出したが、その書に島産略抄という項をもうけ物品を紹介している。幕末の伊勢の学者松浦武四郎はその著「他計甚麼雑誌」に細かく個々の産物を解説している。明治初期の政府の「太政類典」、島根県庁所蔵の「明治9年 地籍」にも過去の書籍から抜き出す形で竹島の物品が整理されている。まず最初多かった木・竹・草の内、木では五葉松、白檀・栴檀（せんたん）、櫻（けやき）、椿、桐（きり）等を伐採した。大谷家関係文書には「注文の内、栴檀板一枚及び乗物の棹詔えの桐木・船にて捨て申し残念の事」、「和泉守忠右衛門内々頼み人の桐木一本大坂迄お届

け下され度し」、「杵築御造営材に関する事」等があり、村川家関係文書には「竹島御用物之覚」に大桐二本、桐之木長サ三間程、せんだんの板三枚長サ一間、正保2（1645）年酉9月20日の日付のある「諸取申候材木之事」には式枚ハ 唐梅檀長壹丈四尺四寸、式本ハ 桐長六尺壹寸等がある。また「大谷氏舊記」に江戸城の西御本丸、御書院建立の際御用木を献上したとある。すなわち「西御本丸御建立之砌、竹嶋杣壇等御用木献上。至今御書院悉竹島杣檀ト云ウ。（中略）右御用相勤頃ハ寛永十五年二月」がそれである。竹は日本人が鬱陵島を竹島と呼んだだけにこの島には多かった。林家がまとめた江戸幕府の外交文書である「通航一覧」には「むかし隠岐の辺より渡て、大竹を切来て諸方へ売、甚た大にしてよき竹也と云う」、「長州の海辺細民、小舟にて此島に往き、竹を砌て長府の市店に売る。享保の頃までは能き美竹ありて大に用を便す」とある。「村川氏舊記」の大竹五本長サ三尺程花生けに成る振成をのように「花生け」としての需要が多かったようである。また別に「根竹」の注文もあった。竹島の竹については1694年朝鮮王朝から鬱陵島へ派遣された張漢相の報告書「鬱陵島事蹟」が鬱陵島南部に「篁竹田」、鬱陵島から約2キロメートル離れた一小島に「海長竹叢」があると2種類の竹の存在を記し、前記奎章閣の絵図も鬱陵島内部の竹を「篁竹」、1711年鬱陵島捜討官として島を訪れた朴昌錫が所持していた鬱陵島図は現在の竹嶼（竹島）に「海長竹田、所謂于山島」としている。日本の元禄期の絵図も鬱陵島南部の港を竹浦と命名し図内に竹を描いたものもある。島外では「まの鳥」と記した恐らく現在の竹嶼に竹を描き「大谷氏舊記」は竹と満の竹、「竹島図説」は竹とマの竹、「太政類典」は竹とマノ竹の2種類の竹の存在を記している。竹が恐らく篁竹、満の竹・マの竹・マノ竹が海長竹を云い、まの島の竹か竹の一種類であるマダケのいずれかのことと思われる。同種の内容を記す津田家文書（鳥取市渡辺美術館蔵）は竹は日本にもあるものに、満の竹は「この竹すべからく大きき三四寸回り」の注をつけている。

草類では人参、にんにく、百合草、みょうが、うど、いちご等を持ち帰っている。

次に記すべきは鮑（あわび）である。鳥取藩の「竹島渡海禁止並渡海沿革」には「当時人無くして山川産物有り、喬木、大竹繁茂し、禽獸、魚、貝、其品を尽くす、就中鮑を獲るに、夕には竹を海に投じ、朝にこれを上ぐれば、彼鮑枝葉に着く事木の子の如く、其の味又絶倫なり」とある。隠岐の竹島渡海の船水主板屋何兵衛（板屋は久見の八幡家の屋号）が語ったことを享和元（1801）年大社の神職矢田高當（たかまさ）が「長生竹島記」としてまとめたものには「鮑、生海鼠（なまこ）を取り、石山へ行き石を拾ひしがごとく沢山なり」とその豊富さを述べている。「村川氏舊記」は渡海時の必要経費を鳥取藩から借り、帰国時鮑で精算することを記し、鮑と銀の換算比や殿様ご用として数回の事例を記している。換算には「上々串鮑」壹連二付 丁銀七匁宛、「上鮑」同 五匁九分宛、「中鮑」同 四分、「下鮑」同 三匁壹分等があり、精算については上々串鮑 式拾三連 内五連市兵衛、拾八連ハ此方へ御召上。上ノ串鮑 百 両式拾五連市兵衛、七拾五連ハ此方へ、中ノ串鮑 百拾連 内三拾連ハ市兵衛、八拾連ハ此方御召上のように記されている。なお一連にいくつの貝が必要かは明白でないがある年のもには上々串鮑五千貝、上串鮑 三千貝、中串鮑 式千五百貝等貝数で記したものがあり、莫大な数量になることがわかる。又現地ではこれ以外に「丸干鮑」、「腸漬鮑」、「鮑腸塩辛」、「木くらげ」も生産され持ち帰っている。木くらげは何升の単位で記されるし、別に油木くらげとある場合もあるので鮑を湯通しして生ずる鮑の油類と思われる。「大谷氏舊記」にも寛文4（1664）年6月18日付の文書に鮑と銀の交換率（村川氏と同じ）を記すと共に、「延宝七年江戸御進上覚帳」の内の「御進上串鮑之目録」には公方様江 五百入、酒井雅楽頭等6人の老中にも五百入、側用人、若年寄、寺社奉行の4人には三百入、長年幕府と大谷、村川家の仲介役を取り続ける阿部四郎五郎には七百入の箱が差し出されている。なお、松島での鮑漁も「竹嶋之書付」の「松嶋ニ而鮑少々取申候」のように量は少ないが継続的に行なわれている。

竹島、松島での収穫で鮑と共に中心であったと思われるのはアシカ（みち）である。「長生竹島記」に

「海驢は砂浜に穴を掘り置き、其穴に這入る夫れを鉄砲にて打ち取るなり」と竹島でのアシカ猟を、1650年頃の石井宗悦の書状は「(前略)松島へ七八拾石之小舟遣、鉄砲ニ而ミち打申候ハ、小島之事ニ候間、竹嶋江ミちにけさり、竹嶋之納所大分候ハんと市兵衛望被申候(後略)」と村川市兵衛による松島でのアシカ猟を記している。アシカは皮や身も利用出来るが身を煮沸して取る油が最大の目標であった。明治期の「太政類典」は「海鹿一頭能ク数斗ノ油ヲ得ヘシ」とするし、油は石鹼等の原料になり貴重であったという。寛永14(1637)年村川市兵衛船が帰国時暴風で朝鮮へ漂着し対馬経由で帰国するが、対馬藩の記録に船の中にみつ之魚之油314樽、みつ之魚之魚皮53枚、みつノ魚ノ身60俵が含まれていたし、寛文6(1666)年今度は大谷九右衛門船が漂着したが、その関係文書からはミチの油70樽、ミチの皮350張が船にあったこと、油を入れる樽を現地で作る為の桶大工九右衛門という22才の職人がいたことが確認出来る。また大谷家文書の中には、「所望の百合草、根竹、海鹿の肝(きも)十、及び桐木一本御廻し昨日着船の由委細承知候」のようにアシカの肝を注文する例があり、何らかの薬効もアシカにあると信じられていたと思われる。なお大谷家には「みちの絵」という渡海時に描いたアシカの図も残っている。

#### (5) 安龍福について

安龍福は元禄6(1693)年朴於屯と共に大谷九右衛門船に連行され鳥取に到り、長崎・対馬経由で帰国後「于山島は松島のことであり」と報告したり、元禄9年仲間10人と隠岐経由で再び鳥取に現れ追放されるが帰ると「鳥取藩主に松島は朝鮮領と認めさせた」と語り、それが「朝鮮王朝実録」(肃宗実録)という公的な記録に載ることから真実とされ于山島は現在の竹島(独島)であり、韓国領とする竹島問題の核心的問題を提起することになった人物である。元禄6年の連行については「亦唐人大勢竹島灘に参居申し、此方の船湊へ漕入候処、唐人等俄に乗船同島大坂浦へ退く、時に唐人兩人陸に相残り、一人通辞之れ有り、船頭共打寄り遽に吟味之処、不埒の申し分にて止む得ず即ち彼の唐人兩人共召捕え、直ちに乗船隠岐国迄帰帆」とし、「竹嶋之書付」(鳥取県立博物館所蔵)もほぼ同様の内容を記している。2人の連行時乗船していた隠岐の板屋某は「長生竹島記」の中で2人を船に招いて酒を飲んでいと酔いつぶれたのでそのまま出航したとしている。

隠岐の福浦こ到着すると地元の南方村、北方村の年寄、庄屋4名が通シ(詞)の安龍福を尋問し隠岐の郡代、島後の代官に報告している。その内容は「唐人三人ノ内通シ申口」として残っているが、安龍福は上司から竹島での鮑漁を命じられ来島していたこと、自分の在所は東萊(トンネ)で現在43才であること、自分は北浦に居たが、大坂浦には別に2隻の船が来ていること等を述べている。注目するのは隠岐の人に種々の内容を具体的に伝え得た安龍福の日本語の堪能さである。彼は東萊に居住することを語っているがそこには当時東萊府という日本等との外交を司る役所や対馬藩の出先施設もあり日本人も多く居住していたから彼等との交流で自然に日本語を身につけたと推測できる。隠岐から出雲の長浜経由で米子の大谷家にしばらく滞在後、鳥取城下の会所に移された。米子や鳥取では異客としての丁重な扱いを受け、帰国時はそれぞれ衣類や鏡等12品の土産を貰い、長崎まで陸路医師、料理人等鳥取藩の90名余の人達に付き添われて帰途についている。この元禄6年の来日のことで安龍福は江戸へ連れて行かれたと帰国後語り、大谷家関係文書も「大谷家由緒實記 上」の「鳥府御吟味之上唐人江府エ為召、御穿鑿相濟、長崎指下」を始め、「大谷氏舊記」等に江戸御穿鑿とあるが、鳥取藩の「因府年表」等月日を追って長崎護送までを記す史料に江戸へ連行の事実は見出せず、安龍福の虚言、鳥取城下から遠く離れた米子在住の大谷家の推測での記述の偶然の一致と断ぜざるを得ない。この元禄6年の出来事について村川家は「村川氏舊記」に「大谷九右衛門仕出し船、右朝鮮人兩人召捕て帰り其段御注進中上候處、御吟味之上右之兩人御返しと相成る御仕末大谷記委シ略之」と簡潔に記している。また護送されて対馬へ到着した安龍福の口上等は池内敏氏が前記著書の「竹島一件の再検討一元禄六～九年の日朝交渉」の章

で詳説されている。

この元禄6年から3年間幕府の命を受けた対馬藩は朝鮮国といわゆる元禄竹島一件と呼ばれる論議を重ねた。その内容は「竹島紀事」にくわしく記録されるが、交渉が難航していることを対馬藩主宗義真から告げられると鳥取藩や松江藩等に竹島、松島等に関する疑問点を質問した上で幕府は元禄9年正月28日、日本人の竹島渡海の禁止を決めた。これを伝えられた大谷家は「伯耆守様ヨリ右御奉書ヲ以テ竹島渡海御制禁被仰渡無是悲御請申上。右制禁濫觴ハ先達連帰唐人」(「大谷家實記 上」)と自分等の安龍福等連行が一因としている。この年の5月20日安龍福が10人の仲間と隠岐に現れた。「肅宗実録」には竹島、松島に居た日本人を追って渡海したとあり、彼等が隠岐で語ったことを記す「元禄九丙子年朝鮮舟着岸一卷之覚書」(村上家文書)には鳥取藩へのご訴訟の為の来日としている。安龍福等は逗留していた大久(おおく)を発って6月4日伯耆国赤崎到着した。ここから青谷の専念寺での儒者辻晩庵との筆談、鳥取城下への輸送がなされるが、幕府からの数回の指令の変化により、訴訟を受け付けないこと、追放が決定した。訴訟の内容については「筆談を仕候而者訴訟之儀受込候同前ニ候故、筆談不仕候」と鳥取藩は幕府の指示にそった態度を公的には示し具体的事象は全く明白にしていない。ただ鳥取藩江戸留守居吉田平馬の質問に対馬藩江戸留守居鈴木半兵衛が答えて「訴訟之儀者其元様之儀ニ而御座候様ニ聞へ申候」、「アンヒチヤクを先年竹島江参候節御国元、朝鮮ニ而しはりなとハ不被成候哉、左様之事共申、兎角何角と其元様之事を申候」と言ったり、帰国後安龍福が鳥取へ対馬藩主の父が来て頭を下げてお詫びしたと語ったり、朝鮮人の日本漂流をまとめた朝鮮の史料「漂人領来騰録」に朝鮮国王肅宗が安龍福が鳥取藩で語った対馬藩の事への対馬藩の反応に関心を持っている記述等を総合すると、元禄6年連行されて帰国する時の対馬藩の冷遇や3年も続く対馬藩と朝鮮国の交渉の硬直化を東萊に居る日本語の分る人間としての不満、「村上家文書」にある「四年以前癸酉十一月日本にて下され候物共書き付けの帳一冊」からは世俗的な物品の贈与の期待が想像される。対馬藩の江戸から帰藩して日本人の竹島渡海禁止をまだ朝鮮国に伝えていない宗義真は、安龍福の来日で鳥取藩から竹島渡海禁止令が伝わり、安龍福の来日で渡海禁止が実現したとなる危惧を「竹島紀事」で述べている。鳥取藩で後半は湖山池の青島で生活させられた安龍福等11人が追放の形で帰国する情景は鳥取藩政資料「御用人日記」元禄9年8月6日付で確認出来る。彼等はその後8月29日に江原道襄陽県で江原監司沈秤に捕えられ漢陽の獄につながるが、帰国途中隠岐へ立ち寄った可能性がある。それは「長生竹島記」の最終章に「あべんてふ(安龍福)、虎へひ(朴於屯) 義を糺し隠州を再ヒ渡海之事」という記述がある。すなわち異国船が西村に来て福浦の方角を尋ねた、船はその後福浦に着くが浦の人達は乗組員に安龍福、朴於屯を見つけてかって彼等が来た時丁重に扱ってやったからその恩を忘れずお礼に来たと大騒ぎとなったというのである。元禄6年安龍福、朴於屯が連行されて福浦に来たが帰国は長崎経由であり、元禄9年の来日時は西村の磯が荒れており入港せず福浦と反対方向の大久に着岸している。西村、福浦に上陸したのが事実なら帰国時以外考えられないことになる。「一礼終わりにて御制禁を憚り不遑時日急ぎ異国船に打乗りけれハ、藻を焼き浦の老若男女浜辺へ出て言葉わからぬ名残りをおしみ、紅涙たもとをひたす。猶唐人も名残りはるかに、はらはらと涙を流し手を揚げて朝鮮差て帰りける」は福浦での別れの場面である。この記述には朴於屯もいたとあるが来日時のことを記す「村上家文書」では竹島に残して来たとあり、安龍福以外の10名の名にも朴於屯に近い名は見出せず整合性に欠ける一面もある。なお元禄9年の出来事は関係する場面がなかったから、大谷、村川家文書に記述は見出せない。

#### (6) 江戸幕府、鳥取藩と大谷、村川家の関係について

江戸幕府と大谷、村川家の癒着ぶりは国家権力を背景とする経済活動はその地域における実効支配を意味するとすれば竹島、松島は実効支配の典型であった。

幕府は両島への渡海免許を与えると共に、徳川家の三つ葉葵紋の入った船印、御紋御時服の授与、運上銀貢納免除等の特権も与えた。大谷家、村川家も前記の様に江戸城西ノ丸の書院建設への竹島で伐採の建材の献上、江戸城での將軍御目見得時の莫大な干し鮑等の贈答を行なった。贈答の対照は元禄7年の場合、將軍以外に老中大久保加賀守、側用人柳澤出羽守等19人に及んだことを「大谷氏舊記」は記し、村川家文書はすでに竹島渡海禁止後の元文5（1740）年松江からの養子として村川家に入った市兵衛正英（まさひで）は13人の重臣に面談を得ている。寛永14（1637）年勃発した天草四郎時貞率いるキリシタンの島原の乱鎮圧に幕府軍を竹島渡海船で大坂方面から輸送したと村川文書にある。天草四郎時貞の籠城した原城の前に現在建てられている幕府軍戦没者の記念碑には鳥取藩の名前もある。

その他毎回のように幕閣の人々から竹島の産物の注文、大谷九右衛門勝實の江戸城内での元服の儀式を受る等幕府との癒着は普通の人の場合を超越している。

鳥取藩も幕府の姿勢にそって大谷、村川家に支援を続けている。前記の渡海時の必要資金を帰国時の干し鮑で精算してやったり、毎回渡海時にアシカ猟の為の鉄砲7～8丁の貸与、鳥取藩所属の船であることを証明する船手形の発行、当初旗本阿部四郎五郎が担当していた御目見得の仕事を鳥取藩が行なうようになったこと、渡行禁止時に大谷家に鳥、魚を扱う問屋業を、村川家には塩の問屋業を用意してやる等その密着ぶりを示す史料が数多く残っている。

#### おわりに

大谷家、村川家関係文書から竹島問題を考えるには、年不詳の文書が多数を占めること、「由緒記」関係のものには祖先を敬うことが文脈に見出され、公的文書でないことの限界がある。しかし江戸期の竹島渡海に関する目に見えるような実態を感じる文書も多い。また船杉力修委員が中心になって研究されている竹島、松島絵図から大谷家、村川家の絵図は竹島、松島の実効支配を確認させるものが続出している。鳥取藩の公的文書と大谷、村川家文書や絵図との照合はまだなされていない。今後研究者によってなされるべき課題と思われる。

#### 参考文献

- ・「大谷氏舊記」・「村川氏舊記」  
（本書は東京大学史料編纂所蔵。全文コピーを島根県竹島問題研究会蔵）
- ・「竹島紀事」  
（本書は国立公文書館蔵。全文を同上研究会内田文恵委員が解説）
- ・「磯竹島覚書」（磯竹島事略）  
（本書は筑波大学図書館蔵。内田委員が全文解説）
- ・「大谷家由緒實記 上」  
（本書（あるいは復刻本）は米子市立山陰歴史館蔵）
- ・「郷土資料 村川家 附竹島渡海」  
（米子市立山陰歴史館及び米子市立図書館蔵）
- ・「通航一覧」・「漂人領来騰録」  
（島根大学蔵）
- ・「鳥取藩政資料」  
（鳥取県立博物館蔵）
- ・「竹島関係文書集成」  
（国立公文書館内閣文庫蔵（外務省記録））
- ・「竹島の歴史地理学的研究」

- (川上健三著 古今図書院)
- 「島根県竹島の新研究」  
(田村清三郎著 島根県総務課)
  - 「竹島は日韓どちらのものか」  
(下條正男著 文藝春秋社)
  - 「竹島（鬱陵島）をめぐる日朝関係史」  
(内藤正中著 多賀出版)
  - 「大君外交と「武威」」  
(池内敏著 名古屋大学出版会)
  - 「長生竹島記」  
(全文コピーを研究会が所蔵)
  - 「元禄九丙子年朝鮮舟着岸一卷之覚書」  
(村上助九郎氏所蔵、研究会の「中間まとめ」に掲載)
  - 「公文録」(内務省之部)  
(国立公文書館所蔵)
  - 「明治9年 地籍」  
(島根県庁所蔵)